平成２１年（フ）第６０５８号
兵庫県姫路市飾磨区付城１丁目150番地４、開始決定時の住所大阪市港区波除６丁目１番13号株式会社林製作所３Ｆ
破産者　吉澤　浩一
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４５１号
大阪府東大阪市菱江１丁目23番３号メゾン菱江705号
破産者　進藤　　惠
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７７４号
大阪市東淀川区上新庄３丁目１番２―402号
破産者　岡嶋　　茂（旧姓中村）
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７２５号
兵庫県三田市高次１―１―33　三田ヴィラオートリ1006号、開始決定時の住所兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地２棟1508号
破産者　ティーユウこと　野口　敏男
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６００号
大阪市都島区都島南通２丁目１番４―210号
破産者　中嶋とし子
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２５号
大阪府枚方市田口１丁目53番21号
破産者　竹原　雅夫
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１６５号
大阪市淀川区塚本６丁目５番13―207号
破産者　海野　美保（旧姓三黒江）
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７７号
堺市北区宮本町４番地３　奥野ビル303号
破産者　淡田　美一
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９４２号
大阪府摂津市千里丘２丁目７番21号
破産者　出村太平司
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１７９号
大阪市北区池田町１番50号　グランピア小寺302号室、前住所大阪市北区大淀中３丁目３番６号
破産者　三宅　　博
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１８３号
大阪市東住吉区北田辺１―４―５、開始決定時の住所大阪市東住吉区西今川１丁目24番９号
破産者　田中　淳五
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２２４号
大阪府高槻市野田１丁目３番２号
破産者　赤川　文彦
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２４２号
奈良県橿原市雲梯町48番地の10、前住所奈良県大和郡山市美濃庄町145番地４
破産者　福西　義周
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２７１号
大阪府東大阪市西堤学園町２丁目３番22号サンビレッジ・ラポールＧ―202号
破産者　新見　晴代
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８３号
大阪市淀川区木川東４丁目５番34―206号
破産者　塩田　英司
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３６６号
大阪市住吉区墨江３丁目17番18号
破産者　吉井　宏記
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７号
大阪市城東区東中浜５―７―24　東大阪住宅２号室、住民票上の住所大阪府東大阪市玉串町東３丁目６番38号
破産者　長谷川雅清
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９号
大阪府東大阪市渋川町１丁目９番10号　フレーシア布施301号
破産者　山川ねじこと　山川　　悟
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０７号
大阪市鶴見区今津南１丁目５番24―605号、前住所大阪市中央区高津３丁目６番31号
破産者　加藤　笑子
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部